

すまい雪おろし安全対策支援事業(補助制度)のご案内

十日町市では、屋根の雪おろしに伴う転落事故を未然に防ぐことを目的として、

「転落防止のための安全対策設備」の設置を支援します

《問合せ・申込み先》十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎ 025-757-9935(直通)

申請受付期間

令和6年 4月 1日(月) から 11月29日(金)
(ただし、予定金額に達し次第、受付を終了いたします)

補助率

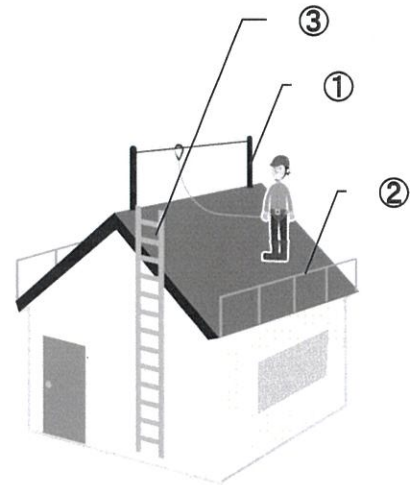
- ・補助率：対象工事費の $1/2$ (千円未満切捨て)
(棟毎に算出)

補助上限額

- ・10万円/棟
- ・15万円/棟 (要援護世帯の場合・・・参照：別表1)
- ・棟毎に算出した額を合算した額

補助対象となる安全対策設備の設置工事

- ・屋根の雪おろし作業における「転落防止のための安全対策設備」の設置工事
(対象となる建物の屋根全面で実施するものに限りです。)



- ① 「命綱固定アンカー (転落防止器具の取付金具)」の設置工事
- ② 「転落防止柵」の設置工事
- +
- ③ 「固定式昇降用ハシゴ」及び「昇降補助設備」の設置・取替え工事

※ ③は①または②と併せて行う工事に限ります。

ただし、①②が既に設置されている場合は、③のみの申請が可能です。

また、「昇降補助設備」は「固定式昇降用ハシゴ」の設置が条件となります。

～ 「命綱固定アンカー (転落防止器具の取付金具)」の設置例 ～



単管型



ワイヤー型

[出典：屋根雪おろし命綱固定アンカー ガイドブック <新潟県 作成>]

申請できる人

- ・市内に住んでいる人
(十日町市に住民登録を行っている人又は、行う予定の人)
- ・市税等を完納している人
(法人は除く)

補助対象となる住宅・付属屋

- ・自ら居住する**住宅** (併用住宅も可)、
または、その**付属屋** (住宅と一体に利用している車庫・倉庫・物置 等)
- ・屋根雪を**手掘り**で管理しているもの
- ・過去にこの補助金を受けたことがない住宅・付属屋
(“既存の建物”でも“新築の建物”でも補助対象となります)

補助の条件

- ・補助金交付決定通知後に着工してください。
- ・**令和7年1月31日(金)まで**に工事を完了させ、「**実績報告書兼請求書**」を提出してください。

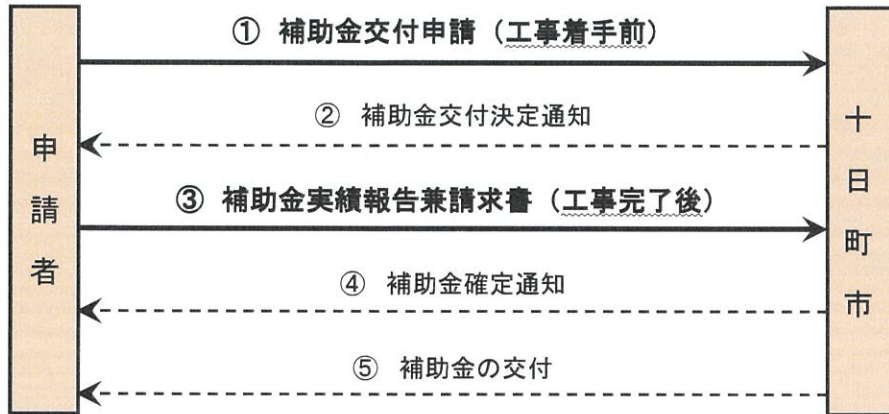
申請時及び工事完了後の手続き

手続き	必要な書類
【工事着手前】 交付申請	<ul style="list-style-type: none">・交付申請書 (様式1)・市税納税証明書 (納税証明請求書に市税務課で証明印を受けたもの)・補助事業内容説明書 (様式2)・工事箇所の写真 (施工前)・工事計画図面 (屋根伏図)・工事費見積書の写し (複数棟の場合は、棟別に内訳を作成)・要援護世帯の該当を証明する書類 (要援護世帯の場合のみ提出)・誓約書 (補助対象建物に工事完了後に居住する場合のみ提出)
【工事完了後】 実績報告 兼 請求書	<ul style="list-style-type: none">・実績報告書兼請求書 (様式7)・工事契約書または請求書の写し・変更工事費見積書の写し (申請時の見積書から金額が変更になった場合のみ提出) (複数棟の場合は、棟別に内訳を作成)・領収書の写し・工事完了写真 (施工後)・異動後の住民票 (補助対象建物に工事完了後に居住した場合のみ提出)・通帳のコピー (表紙の裏面)

～ **令和7年1月31日(金)までに提出** ～

**必ず工事着手前に申請手続きを行い、
交付決定通知を受けてから着手してください。**

補助金申請手続きの流れ



要援護世帯【別表1】

区分	要件
1 高齢者世帯	<p>アまたはイに該当する世帯</p> <p>ア 世帯全員が満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む。）</p> <p>イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳以下の児童（18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象）のみで構成されている世帯</p> <p>※ ア、イとも介護保険の要支援以上については 60 歳以上とする。</p>
2 障がい者世帯	<p>世帯主が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）に定める障がいの級別が 1 級から 6 級までの障がい者である世帯</p>
3 精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	<p>世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が 1 級から 3 級に該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯</p>
4 ひとり親世帯	<p>世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者、又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満 18 歳以下の児童（18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの児童を対象）である世帯</p>
5 その他	<p>1～4 の条件が複合している世帯</p>

補助対象／補助対象外の工事例

■ 補助対象／補助対象外となる“建物”	
○	屋根雪を手掘りで管理している住宅
○	屋根雪を手掘りで管理している付属屋<住宅と一体利用している車庫・倉庫・物置 等>
○	自然落雪式（耐雪式・融雪式）屋根の住宅とは別棟の付属屋（屋根雪を手掘りで管理）
○	住宅と同一敷地内にある、別棟の付属屋（屋根雪を手掘りで管理）<住宅と一体利用>
○	住宅の道路を挟んで向かいの敷地の、別棟の付属屋（屋根雪を手掘りで管理）<住宅と一体利用>
○	融雪式屋根であったが、今は手掘りで管理している住宅（付属屋）
○	耐雪式屋根であるが、大雪の年は、手掘りで管理している住宅（付属屋）
×	住宅と別敷地の、農作業専用の車庫・倉庫・物置 等<住宅と一体利用されていないもの>
×	空き家
×	空き家の付属屋
×	法人が所有する建物
×	地域で利用する集会所

■ 補助対象／補助対象外となる“工事”	
○	「命綱固定アンカー（転落防止器具の取付金具）」の代替えとして利用するための「雪止めアングル」の設置工事 (ただし、屋根の水上部に設置するもののみに限る)
○	雪庇防止フェンスを兼ねた「命綱固定アンカー（転落防止器具の取付金具）」の設置工事 (ただし、屋根の水上部に設置するもののみに限る)
○	雪庇防止フェンスを兼ねた「転落防止柵」の設置工事 (水上部・水下部を問わない)
○	老朽化した「固定式昇降用ハシゴ」を撤去して取替える工事 (ただし、命綱固定アンカー、もしくは、転落防止柵 の設置が条件)
○	屋根への昇降時の安全対策となる「昇降補助設備」（融雪マット等）の設置工事 (ただし、命綱固定アンカー、もしくは、転落防止柵の設置と併せ、固定式昇降用ハシゴの設置が条件)
×	「命綱固定アンカー（転落防止器具の取付金具）」を自分で設置するための、部材の購入費
×	「転落防止柵」を自分で設置するための、部材の購入費
×	「固定式昇降用ハシゴ」及び「昇降補助設備」を自分で設置するための、部材の購入費
×	安全帯／命綱／ハーネス／ヘルメット等の作業者が身につける用具の購入費
×	アルミ製ハシゴの購入費
×	雪庇落とし等の用具の購入費